

## 議案第 6 号

澁川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 2 8 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

澁川市個人情報保護条例（平成 1 8 年澁川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

（2） 個人情報 個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第 2 条中第 1 0 号を第 1 2 号とし、第 3 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

（3） 個人識別符号 次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その

他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第5項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民俗、門地その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第7条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第8条第3項中「第1項第1号」の次に「から第3号までのいずれか」を加える。

第13条第2項を次のように改める。

2 次に掲げる者は、実施機関に対し、本人に代わって開示請求をすることができる。

- (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

- (2) 保佐人、補助人又は任意後見人（家庭裁判所の審判又は任意後見契約により、開示請求について代理権を付与されていると認められる者に限る。）

- (3) 本人の委任による代理人（特定個人情報に限る。）

第17条第3号中「含む。）」の次に「、個人識別符号が含まれるもの」を加え、同条第8号中「により本人に代わって未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を削る。

第19条第3項中「者は、」の次に「第1項の」を加える。

第30条第4項中「（渋川市情報公開条例第2条第2号に規定する電磁的

記録をいう。以下同じ。) 」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(渋川市情報公開条例の一部改正)

2 渋川市情報公開条例(平成18年渋川市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「であって、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により」を加える。

#### 理 由

個人情報に関する社会情勢等が変化していることに鑑み、個人情報保護制度の更なる充実を図るため、所要の改正をしようとするものである。

茨城県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） 個人情報 個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p><u>（3） 個人識別符号  次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</u></p> <p><u>イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ご</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p><u>（2） 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u></p>

とに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(収集の制限)

第6条 (略)

2～4 (略)

5 実施機関は、要配慮個人情報

を 収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

6 (略)

(個人情報取扱事務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)～(5) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(収集の制限)

第6条 (略)

2～4 (略)

5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに人種、民俗、門地その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

6 (略)

(個人情報取扱事務の届出等)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) (略)

(8) (略)

2～4 (略)

(利用及び提供の制限)

第8条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合又は審査会の意見を聴いて本人に通知しないことの合理的理由があると認めた場合を除き、目的外利用等をする場合は、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。ただし、同項第2号又は第4号に該当する場合は、目的外利用等をした日以後において当該通知をすることができる。

4・5 (略)

(自己情報の開示を請求する権利)

第13条 (略)

2 次に掲げる者は、実施機関に対し、本人に代わって開示請求をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 保佐人、補助人又は任意後見人（家庭裁判所の審判又は任意後見契約により、開示請求について代理権を付与されていると認められる者に限る。）

(3) 本人の委任による代理人（特定個人情報に限る。）

3・4 (略)

(自己情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示の請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という

(6) (略)

(7) (略)

2～4 (略)

(利用及び提供の制限)

第8条 (略)

2 (略)

3 実施機関は、第1項第1号  に該当する場合又は審査会の意見を聴いて本人に通知しないことの合理的理由があると認めた場合を除き、目的外利用等をする場合は、あらかじめその旨を本人に通知しなければならない。ただし、同項第2号又は第4号に該当する場合は、目的外利用等をした日以後において当該通知をすることができる。

4・5 (略)

(自己情報の開示を請求する権利)

第13条 (略)

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

3・4 (略)

(自己情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示の請求に係る自己情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という

。)に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(4)～(7) (略)

(8) 第13条第2項の規定 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_による開示の請求に係る自己情報であって、開示することにより当該本人の権利利益を害するおそれがあるもの

(9) (略)

(自己情報の開示等の請求手続等)

第19条 (略)

2 (略)

3 第13条第2項から第4項まで（第14条第2項、第15条第2項又は第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自己情報の開示等の請求をしようとする者は、第1項の請求書を提出する際、実施機関に対し、自己情報の本人に代わって当該請求をしようとする者であることを証明するために必要な書類で実施機関の定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

4・5 (略)

。)に対し、当該自己情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(4)～(7) (略)

(8) 第13条第2項の規定により本人に代わって未成年者又は成年被

後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）による開示の請求に係る自己情報であって、開示することにより当該本人の権利利益を害するおそれがあるもの

(9) (略)

(自己情報の開示等の請求手続等)

第19条 (略)

2 (略)

3 第13条第2項から第4項まで（第14条第2項、第15条第2項又は第16条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自己情報の開示等の請求をしようとする者は、 \_\_\_\_\_請求書を提出する際、実施機関に対し、自己情報の本人に代わって当該請求をしようとする者であることを証明するために必要な書類で実施機関の定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

4・5 (略)

(審査会における事件の取扱い)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録

\_\_\_\_\_にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5～8 (略)

(審査会における事件の取扱い)

第30条 (略)

2・3 (略)

4 審査会は、前条第3項若しくは第4項又は前項の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(渋川市情報公開条例第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。

\_\_\_\_\_))にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

5～8 (略)



澁川市個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（澁川市情報公開条例（平成18年澁川市条例第8号）の一部改正）

（附則第2項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（情報の公開をしないことができる情報）</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求があった情報に、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、当該情報を公開しないことができる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）</u>により特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報</p> <p>イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 実施機関の職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該実施機関の職員の職、氏名に関する情報</p> <p>エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>（3）～（7） （略）</p>	<p>（情報の公開をしないことができる情報）</p> <p>第8条 実施機関は、公開請求があった情報に、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、当該情報を公開しないことができる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>_____</u>  <u>_____</u>  <u>_____</u>特  <u>_____</u>定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報</p> <p>イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 実施機関の職員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該実施機関の職員の職、氏名に関する情報</p> <p>エ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>（3）～（7） （略）</p>